

さいしゅうとうろくしゃすう さくねんど げんしょう
最終登録者数は1,751人。昨年度より485人減少。

とうろくしゃすう へ ひつようせい ま
登録者数は減っても、必要性は増している。

今年度の特掃登録者は、1751人で去年より485人も減った。新規登録者も392人で、昨年新規登録者634人から242人減っている。昨年からの生活保護を受ける人が急激に増えた結果だと考えられる。

だが、だからといって、特掃の必要性がすくなくなつたかというところではなく、逆に増している。公園や道路などの環境を美化する分野で、市民サービスが下がらないようにする役割は増えている。野宿やシエルター生活からぬけだすための就労意欲や健康を維持するための役割もますます増えている。

特掃の就労日数が増えていくことは、ほんらい特掃がもっている役割を、より確実なものにちかづけていくことにつながる。NPO釜ヶ崎と特掃登録者が手をつないで、健康をまもりながらしっかりととはたらくことで、市民や行政に特掃の必要性和有効性を、仕事をもつてしめしていく1年にしていこう。

平成22年度あいりん生活道路清掃事業委託料経費明細

(単位:円)

事業費		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	備考
1. 生活道路清掃						
人件費	145,465,368	36,366,342	36,366,342	36,366,342	36,366,342	
作業員賃金(平日)	@5,700 × 60人 × 296日 = 101,232,000	25,308,000	25,308,000	25,308,000	25,308,000	
作業員賃金(休日明け)	@5,700 × 12人 × 58日 = 3,967,200	991,800	991,800	991,800	991,800	
指導員賃金	@10,000 × 6人 × 296日 = 17,760,000	4,440,000	4,440,000	4,440,000	4,440,000	
社会保険料						
作業員(平日)	@1,037 × 60人 × 296日 = 18,417,120	4,604,280	4,604,280	4,604,280	4,604,280	
作業員(休日明け)	@1,037 × 12人 × 58日 = 721,752	180,438	180,438	180,438	180,438	
指導員	@1,896 × 6人 × 296日 = 3,367,296	841,824	841,824	841,824	841,824	
物件費	18,425,471	4,606,370	4,606,367	4,606,367	4,606,367	
清掃用具代	@63,900 × 12ヶ月 = 766,800	191,700	191,700	191,700	191,700	
事務費、消費税等経費	17,658,671	4,414,670	4,414,667	4,414,667	4,414,667	
合計	163,890,839	40,972,712	40,972,709	40,972,709	40,972,709	
内訳						
健康福祉局	123,890,839	30,972,712	30,972,709	30,972,709	30,972,709	
ゆとりとみどり振興局	20,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	
環境局	20,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	

とくそうちんぎん てどりがく 特掃賃金の手取り額は、5700円。

おな とくそう びょうどう こうへい ねんれい しゃかいほけんりょう
同じ特掃で、みんな平等で公平になるように、年齢などで社会保険料の
こうてい いんし てど おな りんばん
高低があっても、印紙をはってもはらなくても、手取りはみんな同じ。輪番
しょうかい ききんじぎょう ひる せんたーせいそう おな
紹介も基金事業もセンターガードマンも昼からのセンター清掃も同じ。

いちぶ 「とくそう」ちんぎん
一部で「特掃の賃金が6049円で、健康保険日雇
とくれい てきようじよがい しょうにん しゃかいほけんじむしょ
特例の適用除外の承認を社会保険事務所で受け
ば、5965円受け取る」ことができるかのようなことを
えんうけと
書いています。

しかし、センターの紹介票や労働条件通知書に書
いているように、賃金の手取り額はみんな5700円で
す。それが労働契約の内容です。NPO釜ヶ崎がしてい
る事業だけでなく、昼からのセンター清掃など、ほかの
事業所がしている特掃もおなじです。

それは、白手帳や健康保険手帳があってもなくても、
印紙をはってもはらなくても、また、年齢によって健康
保険料にふくまれている介護保険料などがちがっても、
みんなが平等に、おなじ手取り額を受けとれるよう
に、ということ制度設計がされてきたからです。

保険料額は毎年のように変わります。保険料をふく
めた賃金額を固定して、そこから本人負担分の保険料
を引いて支払うと、毎年のように手取り額がかわった
り、65歳以上とそれ以外の人では手取り額がかわって
しまい、不公平になってしまふからです。

こんねんど ほけんりょう
今年度は保険料がかなり上がっているので、「手取り
5700円固定」という方法でない場合だと、55歳から
64歳の人は、手取り賃金が5655円になってしまい、
5700円を受けとれないようになってしまいました。

そうならないようにするために、手取り額を5700
円で固定しています。保険料については、事業主負担分
だけでなく、本人負担分もすべて事業費から負担して、
はたらいっている輪番のひとつから徴収しなくてもよいよ
うにしているのです。

ですから、健康保険の適用除外の承認を受けたか
らといって、手取り額があがることはありません。
これは、平等と公平のためにしているものなのです。
おなじ輪番者で、一部の人だけ手にするお金がちがう
ほうが不公平になります。

また、NPO釜ヶ崎と大阪府や大阪市の契約は、
「がいさんばい かくていせいさん」
「概算払い・確定清算」という方法で、のこった委託費は
府や市にかえさなければなりません。
いままで築いてきた特掃の仕組みをまもってこそ、
特掃事業も存続していくのです。